

別記様式 1

会 議 録

会議の名称	第 3 回スポーツ振興審議会
開催日時	15 年 10 月 20 日(月)19 時 00 分から 21 時 00 分まで
開催場所	教育委員会 3 階会議室
出席者	渡邊会長、松島職務代理者、柴山委員、伊藤委員、田口委員、内田委員、鶴田委員、指田委員、蒲谷委員、(事務局) 富所課長、井上係長、新井主査、神田社会教育主事
議 題	(1) スポーツ施設使用料等の適正化について (2) スポーツ施設の使用方法について (3) その他
会議資料	事前配布資料 資料 12 体育協会加盟団体別事前申請集計表 資料 13 西東京市体育館条例を廃止する条例(申出) 前回の会議録
会議内容	会議内容の要点記録

<p>会長 事務局</p>	<p>第4回スポーツ振興審議会を開催する。 本日、能智委員より欠席の連絡があったので報告する。 配布資料の確認をする。会議録については、未整備のものが各委員の意見を聞き11月の定例会で決定して行きたい。 1点目は、体育館条例の廃止する条例から説明する。資料の提案理由を説明後、今年度は、実施設計を設計中である。時期がきたらスポーツ振興審議会に示したい。実施設計の工期は、1月になっているので、いままとめにかかっている。以前、基本設計のときに示した日程により口頭で説明すると、10月の教育委員会に提案して審議して頂くの中で、12月の市議会で条例改正提案するつもりである。今後の流れは、スポーツ施設の予約システム絡みで市民周知の関係が2ヶ月まえ以前にしないと4月からの予約ができない。最大伸ばしても1月には、市民周知しなければならない。それについては、市報或いは掲示するなどをして市民周知しなければと考えている。作業行程は、市議会で議決されれば、新年度予算に解体費、建設費を計上していく予定である。解体スケジュールは、来年の4月から準備に入り6月から9月で解体し、9月までに、業者選定し市議会の審議をへて決定していく。10月以降工期に入っていく流れである。4月から5月には、市体育館備品の片付けの準備期間としている。</p>
<p>会長</p>	<p>2点目の体育協会加盟団体別事前申請集計表を資料に基づき説明する。 只今の説明について質問があれば受けたい。 なければ、次ぎへ進めたい。 9月22日の会議で、提案説明があつた。そしてその会議録の確認については、次回にまわし本日は、審議できるものは審議して疑問点、或いは意見があれば受けたい。今日は、既に通知した議題に入りたい。 まず、スポーツ施設の使用料の適正化について、入りたい。 教育委員会から前回問題提起があつた。一つは、適正化である。使用料の考え方、それをどうするか。計算方法としては、例として原価計算、受益者負担が出されていた。これが基本であるという考え方。この問題。そして中身について説明を受けた。それから総合体育館とスポーツセンターの料金体系が違うという説明を受けた。区分を違う。そう言う問題提起があつた。減免が認めすぎではないかと言う問題提起があつた。社会教育関係団体が80%の減免規定になっている。社会教育関係団体として広く認めすぎているのではないのか。80%は、多いのではないのかということ。このような問題提起があつた。その辺について、意見をお願いしたい。そして基本方針としてまとめていきたいと考えている。</p>
<p>委員</p>	<p>学校体育から意見を述べたい。学校施設は、恵まれている。ただ、大会など開催するときは、大きな体育施設を使用するので、優先的に確保できないと困るが、社会体育方面、とりわけ体育協会の現状について説明願いたい。</p>
<p>会長</p>	<p>最初に減免の問題から入りたい。内容について、事務局より説明願いたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>現行の減免制度について説明したい。市又は教育委員会主催事業は100%減免。委員会が認める市内の社会教育関係団体が主催する大会等に使用する場合は、100%減免。市立小・中が開催する学校体育・レクリエーション活動に使用する場合は、100%減免。身体に障害をもっている又は、愛の手帳を持っている方は100%減免。現行でやっている。それから文化・スポーツ財団が実施している事業は、100%減免としている。その辺が基本的</p>

	<p>である。固有の団体が練習をするときに教育委員会が社会教育関係団体として認定しているものは、80%減免をしている。減免制度が発足したものは、概ね 10 年前で隣接しているスポーツセンターが建設されたときである。旧保谷市としてはじめて施設が設立したとき、大いに活用していただくという意味を含め、教育委員会の考え方として体育協会を育成する。スポーツ振興を踏まえて、体育協会の育成や地域に根付いている団体を育成を含めて、体育協会が主導的にやるべきだとするという考え方を出して80%減免を行った。平成 12 年に合併のすり合わせとして合併後は、旧田無市地区の減免制度は、前段で話したものの外はなかった。合併時の調整で暫定的に社会教育関係団体の 80%減免は、全市的に取り入れた。教育委員会としては、今後も団体育成を続けて行かなければならない、しかし、各市の状況を調べる中で、減免制度は、市の考え方、使用料等審議会の考え方としては、減免は極力少なく行くべきである。減免要件は、身体に障害がある方、生活に困っている方ということは、当然設けることとして団体の固有の練習については、減免制度は、廃止すべきであるというような考え方を打ち出されている。それを踏まえ各市の減免制度を前回説明させて頂いた。概ね 50%が各市の状況である。市によっては、減免をしていないところもある。前回配布した資料の内容である。この辺を踏まえて審議会の意見を頂きたいと考えている。</p>
会長	<p>教育委員会としては、80%減免は多すぎるのではという問題提起である。それについて、審議会はどう言う意見を持つかということである。</p>
事務局	<p>補足説明したい。市の考え方として、減免制度を撤廃するという考え方の流れの中で、例えば体育協会が市民のため開く大会は、減免制度は適用していくと言うことは、必要なことだと思う。市の考え方、使用料等審議会の考え方もあるが他市並みに 50%減免は教育委員会の考え方である。</p>
会長	<p>段階的に経過措置を置きたいと言う教育委員会の考え方だと思う。実態は、50%にしたいと言うことか。</p>
事務局	<p>そういうことである。</p>
会長	<p>それについて、委員の意見を伺いたい。</p>
委員	<p>社会情勢等は理解するが、利用団体としては、サービスは高い方に、負担は安い方というので合併が始まった。スポーツセンター建設したときの主旨も継続して生きているのではないかと思う。委員会が認める 80%減免は、回数を制限することや教室を認めることはできないのか。また、武蔵野市でやっている高齢者の減免制度も取り入れ体育施設に元気な人が集まったら良いのではないか。医療費の減少につながると思う。できれば、現行制度でやってもらいたい。</p>
委員	<p>圏域の 5 市を見ると西東京市と東久留米市は 50%で、後の小平・清瀬・東久留米は、0%になっている。そうすると、ここだけが突出しているのではないかと指摘がある。団体が大会を行うときは、公益性が認められるが 100%はある程度市民が納得されるのではないか。と思う。その構成員団体が使用するときそれに近い数字で良いかということは、全体のバランスから少し高いかと一般的には言えるのではないかと思う。これを見ると基本的には、受益者負担である。使うことに意義があると認められるものは東久留米市と同じ 50%減免は議会に得られる数字ではないかと考える。いきなり 0 ということもひどすぎるし、80%のままでも使用料等審議会の基本方針に反するというので、段階的に 50%はやむを得ないので</p>

<p>委員 事務局</p>	<p>はないかと思う。 委員会が認めたときの条文を説明願いたい。 前例がない事例が出てきたときに委員会が判断して適用する条文である。100%にするか50%にするか流動的なことはある。 50%にするとどの程度負担があるのか。 非常に難しい。実態としてスポーツセンター利用団体が多く。総合体育館は少ない。昨年4月に団体への説明を行い、団体の更新を行った経緯はある。そう言うことで、減免ということでこれから数ヶ月の間にどの程度の収益が上がるのか検証しなければならないかと考えている。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>段階的にやってもらえば、利用団体は助かると思う。 公益目的、政策的であるから忌憚のない意見を述べていただきたい。 50%、80%というのではなく。基本的には、受益者負担である。しかし、公益のため或いは政策を遂行するのに、減免することによってスポーツ振興が進展する。減免は、政策目的である。減免をなくすことは、問題である。</p>
<p>委員 事務局 会長</p>	<p>減免は、条例か。 減免は、規則である。教育委員会の審議で行える。議会にかけなくて良い。 問題は、アウトドアのグラウンドは、無料である。ただし、一部のひばりヶ丘グラウンドやテニスコートが有料で大きな向台運動場は、無料である。内容を調べていくべきである。減免をなくして行こうという問題提起である。</p>
<p>事務局</p>	<p>補助金は、積極的に援助である。当時80%を50%に減額した経緯がある。減免は、消極的援助である。補助金が50%で減免が80%では、論理的に合わないのではないか。今までの経過は、それが続いてきたのではないか。東京都も50%補助である。免除は確認していない。 なぜここで減免にこだわるのか。当然使用料等審議会の中では、3年ごとに見直しをすることが審議会の中で意見が出されている。市の基本的な考え方もそれがうたわれている。スポーツ施設だけを考え合わせると市の体育館が2年後に立ち上がってくる。市の体育館建設の市民説明の中では、有料化ということの説明している。スポーツセンターと同じに冷暖房を入れ、スポーツ環境を整える。応分の負担をお願いすると言う説明はしている。先程会長が言われたアウトドアのグラウンドが無料ということが如何なものかということの問題提起されているようであるが、その辺もふくめて今後の有料化は、西東京市スポーツ施設全体を考え合わせていくと言う判断を持っているので、今回については、使用料については1年程度先延ばしにして当面取組める減免だけは、スポーツ振興審議会の中で意見を聞き、今後方向付けをして行きたいと思っている。総合体育館の区分の変更については、条例事項であるので12月議会に提案できるよう準備をしていたところであるが、市の中での調整する中で区分だけの提案はできないだろうとの判断があった。総合体育館の使用区分のについては、今後は正していくのが良いのか合わせて伺いたい。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>他に質問があれば伺いたい。 広域的な事業は、ほとんど無料でされている。80%は、異常である。あんまり普通は考えられない。合併のときに市民のためにより保護されていることで、80%片方が0%であるのに80%にしたことがそもそも誤りであろうと思う。段階的に前回80%だから70%、50%は、こう言う方法は市な</p>

委員	<p>どでとる手段ではないのではないか。奨励するためにどの程度実績があるがどの程度がふさわしいか決めてまとめたいと思う。他の対応とここだけ温情主義で不自然でないか。個人的には、50%奨励が望ましいと考えている。</p> <p>10年経って状況の変化に真剣に考えなければ行けない。合併の時にやらなければならなかった。今は、暫定的に進んでいるといわざるを得ないと思う。</p>
会長	<p>本日、まとめたいと思う。減免は、引き続き今もある。政策的な意図が反映されている。それと市民の立場で、創設当時の団体が10年も経っているが、市の方では段階的という話が出ているが何か方向としてまとまらないかと思っている。</p>
会長	<p>この辺で審議会としての意見をまとめたい。審議会委員の意見としては、減免制度は残しておく。減免の割合80%は、多すぎる。50%程度の減免で当審議会はまとめたい。</p>
事務局	<p>次ぎに区分の問題について入りたいと思う。総合体育館は3区分、スポーツセンター4区分と使用区分が違う。(資料3.4参照する。)</p> <p>以前の総合体育館は、正規職員と嘱託職員が混在して勤務しているということ。そういう経緯がある。そして昼休みを取らざるを得なかった。結果として表われているのではないかと思う。現在も嘱託職員4人を3人で廻している形になる。実態では休憩を取らざるを得ない状態であるが、今後は、市のスポーツ施設として利用について差があるのではまずいのではないかと思う。4区分にするほうが良いのではないかと考えている。</p> <p>市民のために総合体育館の3区分を4区分にしてスポーツセンターと同じように合わせるという説明である。</p> <p>利用区分を増やすことは、団体の利用できる範囲が広がる。その辺のところを考え合わせて意見を頂ければと思う。</p>
会長 委員	<p>意見があれば伺いたい。</p> <p>財団に委託していると今は、午後8時45分退出せざる得ない状況である。今後民間に委託するとすれば、コンビニは1日中やっている。その辺も考えて頂ければ良いと思う。</p>
事務局	<p>各市若干区分が違う。スポーツセンターは3時間全て使用して頂ければ良いと思うが、準備や後片付けも考えなければいけない。スポーツするには、3時間が一般的な目安になっている傾向である。</p>
会長	<p>使用団体から要望或いは支障があるという具体例が出ているのか。</p> <p>市民から直接聞いていない。市議会の中で議論が出ている。市にスポーツ施設が少ないということの中で1日1区分少なくなるので市民のために増やしてやるようにという意見もある。</p>
委員	<p>運動選手が使用する場合と一般市民が使用する場合は、時間帯が違う。整理すると判断基準をどこにするのか考えて行かなければならない。市民を対象にした考え方で良いのではないかと思う。</p> <p>競技選手を育成する体育館の利用では、無いと理解して良いと思う。市民を中心にした体育館利用で理解して良いと思う。そこで3時間で運動量として十分であろうと思っている。市民が健康維持するためにスポーツをやるにも3時間の活動範囲の中で片付けもやるように作っておくことは出来る。例えば、中学校のクラブ活動にしても3時間で十分機能する時間帯であると思う。それ以上市民が使うことは、必要ではないと基本的には考える。</p>

会長 委員	<p>中間提言の中の個別的提言の中で議論していただいた。</p> <p>世の中生活パターンがあって、平日出来る人、日曜だけ出来る人がある。現実に施設の利用は、土日がかち合っている。そのような人を極力使えるようにしてスポーツ人口を増やしていけば良いのではないか。</p> <p>都内の中・高校生の私学を含めクラブ活動は、3時間を限度とするように来年にはなる。夏の合宿についても都教諭が許しているのは、私学も含めて3時間である。一般の人も3時間限度。これを命一杯するととすればやり過ぎではないか。3時間の中でルールづくり、スポーツとしてのマナーづくりを作っていかなければならない。そう言うことで3時間4区分が良いのでは無いかと思う。</p>
会長	他に意見が無ければ、総合体育館の使用区分を1区分3時間で4区分に改めたいという意見でまとめたいと思う。
事務局	市の体育館建替えに伴い今後管理運営面でまたご意見を伺う機会があると思うのでよろしくお願ひしたい。
会長 事務局	<p>資料の中で市外団体の使用利用の相違がある。この辺は直すのか。</p> <p>この辺は、旧市の中でそれぞれの考えがあって市外団体はどの程度として条例化したと思う。この辺の改正については、市の体育館の使用料をどうするのかという中で出来れば整理したいと思う。</p> <p>総合体育館の使用料について、夜間については照明料が加味されていて利用金体系になっているが、スポーツセンターと同じように各区分同一単価で統一すべきと事務局は考えている。この辺もご意見を頂きたいと考えている。</p>
会長 委員	事務局から夜間使用料について説明された。
委員	暖房費や夜間照明費だけでの同じ条件ならば、均一で無ければおかしいと言う考えもありうる。
会長	<p>昼を安くして良いのではないか。需要が少ないときには、需要喚起するため安くして良いのではないか。空けておくのはもったいない。広く多くのひとに使用していただくため安くして頂いている。夜は高いのはホテル等と同じで需要が多いから高くなってしまふ。それはある程度やむを得ないのかと思う。そういう考えをそろそろ市のほうでも取り入れる。特に今度法律が変わって指定管理者制度も出来るようになったので、入れていかなないと皆さんの納得を得られられないのではないかと思う。良い機会ではないか。全部同じにしなくても良いのではないかという考えである。昔的考えかなと、ある程度差別化するのが時代の流れかなと思っている。</p> <p>いろいろと意見がありますが、この問題はこの辺で終わりにします。</p> <p>施設の使用についての議題に入りたい。事前申請について前回説明があった。大会をやる団体、やらない団体、或いはスポーツ団体が土日に独占しているという市民のから意見があるらしい。それについて意見があれば伺いたい。本日、事前申請の資料が配布された。団体申請は、4ヶ月前から受付している。従って市民の方からは、殆ど土日は利用できない。</p> <p>市民が納得しスポーツ振興になるというご意見があれば伺いたい。</p>
委員	4ヶ月前から申請があるのと市民とある組織の違いがある。4ヶ月前に計画するということは、余ほどしっかりしていないと市民は差し迫って決めるその差がある。4ヶ月前に認めることが両者を分けてしまうことになる。
会長	大会などは、少なくとも6ヶ月前から1年前に計画する。現在、公共予約システムになっている。スポーツ団体が円滑にする市民に理解してもらふ。委員として意見があれば伺いたい。

委員	公園グラウンドの利用が高いが内容を説明願いたい。
委員	公園に一部グラウンドがある。その中で少年サッカー、野球、ソフトボールが使える。尚且つ夜間照明が併設されて1年中使える。サッカーや少年野球の練習の場所、ソフトボールの大会等に使用している。
委員 事務局	貸し出しているのは、大会のみか。
委員	基本形は、大会であるが体協非加盟団体が地域のために活動するときは、事前申請を認めている。認定基準があるのでそれに基づいて行っている。
事務局	大会については、団体の事前申請はやむを得ないのではないかと思う。団体を立ち上げて振興してきている方は、場所を押えないと事業が進まないと思う。大会以外については、精査できるのではないかと思う。もしこの数の中に練習が入っているとすれば市民は納得しないのではないかと思う。一般市民が納得するのは、大会やイベントは色々な物に還元できるからある程度納得する。大会の名目で練習をしていたら市民は納得しないだろうと思う。その辺の仕分けを事務局が選別するものを作って受付するときにそれなりのものを出して頂く必要がある。その意味でもう少し精査できるのではないか。
事務局	今回、市民から苦情に近いものが出てきたことがきっかけで、それが頻繁にきているということと、基準に基づいて行っているが、一般的に市民に向けての大会と連盟内の大会が結構ある。その辺の整理が出来ればと事務局では考えている。この辺の実態を精査しながら基準を設けなければとと思っている。そういう意味で2種類の大会の中身があるが、現在は全てを認めている。今後は、もう少し精査しなければならないかと思っている。
委員	連盟内の大会も不自然ではないと思う。
会長	大会についても回数・日数の制限も難しいと思う。
委員	市民枠を持っているのか。例えば市民枠3割。
事務局	当市には、現在設けていない。
会長	市民開放日を設けているところもある。
事務局	個人開放日を設けて運営はしている。市民の任意の団体が大会を開くときに既に体育協会などで埋ってしまう。同じテーブルに立てないことに不満がある。
委員	市民も体協に入らないで任意の団体で活動したいという傾向があるので、体協があまり独占してしまうのも問題がある。その辺の調整が非常に難しい。ある程度枠を確保するような線引きが必要でないかと思う。
会長	それでは、時間になったのでまとめたい。1つは、50%の減免にする。2つ目は、総合体育館の使用区分を4区分にする。と言う意見でまとめたい。そのほかの細かいことについては、再提案でお願いする。尚、申請方法については、色々意見が出たが、事務局で再度精査して作っていくところで本日の定例会は、終わりにしたい。
事務局	次回の日程は、決算委員会とかち合っているので11月25日(火)に行いたい。議題は、継続と市体育館の使用方法についてご意見を頂きたいと考えている。体育館のアリーナでの社交ダンスの使用等で意見を伺いたい。